

## 将来集落機能の低下が見込まれる地区・集落への対応（案）

### 第2章 第3節 （2）将来集落機能の低下が見込まれる地区・集落への対応

段階3及びそれに近い状況となる地区・集落は、今後、増加が加速する可能性が高い。これらは本検討会議を通じて導き出した対策の中から、地区・集落の状況に応じて優先的に実施すべき取組を選択し、早急な対応の実施を検討すべき地区・集落であるといえる。このような対応を行うためには、地区・集落がどの段階にあるかを見極めることが必要である。

このため、人口・世帯数並びに高齢化率（現状及び将来推計）、地域活動を担う人材（役員）の有無及び転入者の受入状況など、一定の目安となり得る項目を設け、それらを俯瞰した上で、地区・集落の将来見通しを定期的に見定め、今後の対応が検討されていくことが必要である。

#### ①地区・集落の将来見通しを見定める判断項目（指標）の整理

中間整理では下記の「中間整理掲載項目」を記述していたが、これまでの集落実態調査で把握したデータや情報等（第1章 第5節（1）から（4））をもとに、「変更案」のとおりに統一的に整理可能な指標に置き換えて整理する（図表2-6）。

図表2-6 中間整理からの判断項目（指標）変更対応表

中間整理掲載項目	変更案
現在・将来の人口・年齢構成	⇒ 現在・将来の総人口・世帯数・高齢化率
現在の20～50歳代人口	⇒ 現在の30～64歳に変更 (基本情報調査データに整合させる。)
現在・将来の世帯数・高齢独居世帯数	⇒ 【削除】（世帯数・高齢化率で代替）
小規模集落*（無住化も含む）の数	⇒ 地区・集落内の小規模集落*の割合に変更
地域活動に参加する住民の割合	⇒ 役員数に変更（ヒアリングにより把握）
地域活動に参加する出身者の人数	⇒ 【削除】（数値把握が困難なため）
地域活動を担う次世代（後継者）の有無	⇒ 【削除】（30～64歳人口で代替）
転入者数（UIターン者数：累計）	⇒ 転入世帯数に変更（ヒアリングにより把握）

\* 2045年までに無住化する確率が高い10世帯未満の集落を想定。

また、上記「変更案」の項目のうち、基本情報調査（令和2（2020）年度）から得られる情報は、今後、行政から地区・集落に対し早急な検討の実施を働きかける際の参考となるよう整理する。

その際、「変更案」の各項目は、集落指標若しくは地区指標に区分して用いるなど、住民自治組織の組織構造に応じて、柔軟な運用を行う必要がある。

なお、地区・集落の将来見通しの見定めと、必要な対策の選択は、地域住民（住民自治組織）により行われることが適当と考えられる。将来の見通しにあたっては、上記「変更案」の各項目に加え、現在の地区・集落の活動状況や今後の活動方針、地域住民の将来展望等も加味して行われる必要がある。

この判断を行う過程においては、県・市町が連携し、地区・集落における議論の場の設

定や当該議論を推進するファシリテータの派遣することにより支援を行うことが求められる。

## ②地区・集落の将来見通しを見定める上での目安の整理

地区・集落内の住民自治組織が存在し続けることが困難になった場合、無住化までには至っていないものの、集落機能の低下又は機能喪失が起きていることが想定される。

このため、まずは段階3の地区・集落の見定めを目安を考え、個々の地区・集落の状況に応じ段階3に近い状況か否かを判断することが適当ではないか。

目安の設定にあたっては、集落实態調査の基本情報調査（P10）で把握された、将来（令和27(2045)年）に集落機能の消失または無住化が懸念される集落の令和元（2019）年時点の人口・世帯関連数値の傾向が参考になると考えられる。

具体的には、令和27(2045)年に集落機能の消失または無住化が懸念される集落の規模（10世帯未満）を目安とし、そのような集落の割合が▲▲%以上を占める地区となれば、住民自治組織としての機能低下が見込まれるとして、早急に必要な対応を検討する必要がある地区・集落と考えられるのではないか。（図表2-7）

ただし、地区は複数集落（班）で構成されており、協力2町は2～14集落（班）と幅があり、判断の目安は地区の規模に応じて変化させることも必要と考えられる。

図表2-7 地区・集落の将来見通しに向けた指標と目安

指標		目安 (段階3)
集落 指標	a 人口（現在）	協議事項
	b 高齢化率（同上）	
	c 世帯数（同上）	
	d 30～64歳人口（同上）	
	e 地区役員を担う人数（同上）	
	f 転入世帯数（過去10年累計）	
地区 指標	g 小規模集落注2割合 （R27(2045)年又は現在）	
	h 地区役員の担い手不足（現在）	

(注) 1：a～cは令和2(2020)年度の基本情報調査結果より設定

2：小規模集落とは10世帯未満の集落を想定

3：hの地区役員の担い手不足とは、地区役員数のうち半数以上の役員を同一の者が、担っている状態にあるかどうかを想定

## (参考) 中間整理における記述

### 第2章 今後の集落対策に係る取組方針の考え方

#### 第3節 地区・集落の将来像に応じた対策のあり方

##### (2) 将来集落機能の低下が見込まれる地区・集落への対応

段階3及びそれに近い状況となる地区・集落は、今後、増加が加速する可能性が高い。これらは本検討会議を通じて導き出した対策の中から、地区・集落の状況に応じて優先的に実施すべき取組を選択し、早急な対応の実施を検討すべき地区・集落であるといえる。このような対応を行うためには、地区・集落がどの段階にあるかを見極めることが必要である。

このため、人口・世帯数並びに年齢構成（現状及び将来推計）、地域活動を担う人材の有無及び転入者の受入状況など、一定の目安を含んだ判断項目を設け、それらを俯瞰した上で、地区・集落の意向等を基に、定期的に見定めていくことが必要である（図表2-6）。なお、判断項目及び判断基準については、今後検討を深めていく必要がある。

図表2-6 地区・集落の将来見通しに係る判断項目と判断基準

#### ア. 判断項目（例）

- ・ 現在・将来の人口・年齢構成
- ・ 現在の20～50歳代人口
- ・ 現在・将来の世帯数・高齢独居世帯数
- ・ 小規模集落（無住化も含む）の数
- ・ 地域活動に参加する住民の割合
- ・ 地域活動に参加する出身者（別居親族等）の人数
- ・ 地域活動を担う次世代（後継者）の有無
- ・ 転入者数（U I ターン者数：累計） など

#### イ. 判断基準

- ・ 上記判断項目に該当する項目数
- ・ 地区・集落の意向 など